

『中国残留邦人(「中国残留孤児」「中国残留婦人」等)の 国家賠償を求める訴訟をすすめる会』設立趣意書

< 日中国交回復 30 年の大きな節目に >

日中の国交正常化により本格的に再開された「中国残留孤児」「中国残留婦人」等中国残留邦人の肉親探し・引揚げは、来年 30 年目の大きな節目を迎えます。

中国残留邦人問題は、肉親探しの訪日調査のスタートを契機に、当初、メディアにも「感動の対面」として大きくクローズアップされ、世論の関心も高まり、国・自治体の受け入れ態勢の整備を促す基ともなっていました。しかし、そうした世論の関心の高まりも、問題の長期化につれて、次第に拡散されるようになり、いつしか中国残留邦人問題も人々の意識の中から消し去られようとしています。

< 恒常化する中国残留邦人の生活不安 >

しかしながら、現在もなお、様々な理由で帰国が果たせず、中国に生活基盤を持つ人々が数多く存在しています。一方、日本への帰国が果たせたものの、行政のケアの不備により、日本での定着・自立に困難を極め、呻吟している人々は後を絶つことはありません。住居、就労、医療、日本語習得、連れだってやってくる配偶者・子どもの教育など家族・親族を大きく巻き込んだ生活不安が恒常的なものとなっています。厚生労働省の調査でも、「中国残留孤児」の過半数が、生活保護に依存した生活を余儀なくされ、その数も年々増加しているといわれています。

< 高齢化へ募る不安感 >

さらに、歳月の経過は、養父母の介護・自身の老後の生活設計など、中国に残っている人々・帰国を果たした人々双方の家族・親族に、二次的問題が深刻な課題として派生してきています。そして、そのことが中国に残っている人々にとっては、祖国への帰国へのためらいの要因となり、すでに帰国した人々にとっては、日本での年金の受給資格を有していないために、まさに深刻な生活危機の到来に直面させられる結果となっています。

< 固定化されようとする二世・三世と日本の学校・社会との溝 >

あわせて、中国残留邦人二世・三世の家族の生活不安も看過できない広がり呈しています。とりわけ、二世・三世の子どもたちの進路不安や日本の学校や社会への不適應は、多くの学校現場から毎年のように指摘されながら、問題だけが先送りされ、

いきおい、中国残留邦人の二世・三世の子どもたちと日本の学校・社会の溝の深まりが固定化される様相を示しつつあります。

また、日本社会の根強い外国人への差別意識・偏見・無理解が、中国残留邦人・家族の社会参加を大きく阻んでいる現実は依然としたものがあります。

< 国に欠落する戦後補償としての「人権回復・人権救済」の視点 >

その意味で、日中国交回復からの30年という歳月は、中国残留邦人にとってついで「癒しの歳月」とはなり得ず、中国残留邦人問題の「風化への歳月」と化しつつあると断ぜざるを得ません。

国・自治体は、確かに、肉親探しの訪日調査の実施、帰国旅費の支給、受け入れにあたっての定着促進センターの開設、生活相談・日本語教育・職業訓練等の生活支援の実施、住宅斡旋など個々の課題についての一定の行政サービスを行ってきています。

しかし、こうした行政の施策には、量的不足もさることながら、中国残留邦人・その家族への偏見・無理解の除去の取り組み、生活トータルへの援助や老後の生活設計への想像力、二世・三世の子どもたちの学校・社会への不適應へのきめ細かな対応など最も優先されるべき内容のケアの不備に象徴されているように、現行の行政サービスの質と中国残留邦人・家族の変わらぬ生活不安の実態との齟齬は、国・自治体に中国残留邦人問題の問題発生に対する国家責任に基づく戦後補償としての「人権回復・人権救済」の意識が欠落していることに大きく起因しています。そして、そうした意識が、翻って、中国残留邦人問題の「風化」の土壌を醸成してきているといえます。事実、国・自治体は、ここ数年、これまでの各種の中国残留邦人に対する行政サービスを徐々に縮小・見直しを進めており、こうした実際の需要に逆行する動きがその何よりの証左といえます。

< 戦後最大の人権問題 >

日弁連が、政府に提出した中国残留邦人問題の抜本的解決を求める勧告書では、「中国残留邦人問題は、戦後最大の人権問題」と言及しています。

中国残留邦人問題は、日本政府の在外邦人保護という国家の枠組みにかかわる国の義務の放棄によって生じた問題です。しかも、「満州」開拓団は、紛れもなく時の国策により、送り込まれたものです。さらに、戦後、早期に中国残留邦人の帰国が果たせず、引き揚げが曲折し、本格的な引き揚げの再開が、日中国交回復まで引きず

られたのも、日本政府の時の政治権力者の政治判断によるものです。

このように、中国残留邦人問題は、国家の意思により、多くの無辜の民の生命と運命を半世紀以上にもわたり幾重にも蹂躪した重大な人権侵害事件に他ならず、国の責任は明白です。

にもかかわらず、国は、中国残留邦人問題については、一定程度の行政サービスの提供はするものの、未だに、その責任の所在を明らかにしようとはせず、謝罪の言葉すら、正式には行われていません。

< 中国残留邦人・家族の「人権」「生活」の完全保障をめざして >

中国残留邦人にとって、いたずらな歳月の経過は、まさに、時間との闘いでもあります。私たちは、この人々の残された時間の中で、一日も早く、中国残留邦人の「これまで」の人権を回復し、「これから」の人権を保障させるために、戦後補償としての国家賠償請求は不可欠と考え、訴訟への準備に着手しました。

私たちは、この訴訟の取り組みを通して、風化の兆しを示す中国残留邦人問題の全体像をもう一度、「国のありよう」にかかる原点から検証し、問題発生の原因の所在を明らかにさせ、中国残留邦人問題を広く啓発するとともに、中国残留邦人・家族の「人権」「生活」の完全保障の道を導く契機としたいと考えます。

については、当面学習会を通して、広くこの訴訟の意義と必要性を訴え、運動化していきたいと考えています。多くの人々のご支援・ご協力を心よりお待ちしております。

2001年11月

『中国残留邦人(「中国残留孤児」「中国残留婦人」等)の国家賠償を求める訴訟をすすめる会』

代表 鈴木則子(中国帰国者の会 会長)
石井小夜子(弁護団)